

進む力に、 支える力を。

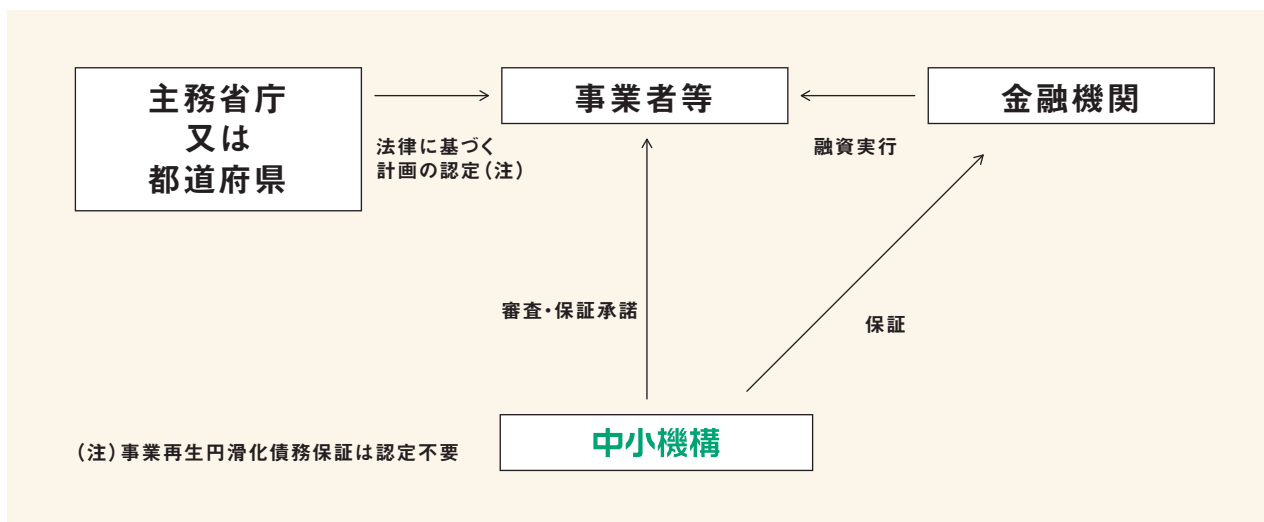
債務保証制度のご案内

平成30年度改訂版



中小機構の債務保証制度

特定の法律に基づく認定を受けた事業者、又は法律に基づく事業において、民間金融機関からの借入により事業資金の調達を行う際に、中小機構が債務保証を行う制度です。



制度の特徴

- 1 事業者にとって、金融機関からの借入を行う可能性が広がります。
- 2 最大50億円の資金調達に対応できます。(保証割合は50%又は30%)
- 3 信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの(信用保証制度の対象外である場合や、同制度の保証枠を使い切っている場合等)が対象となります。

- 中小機構の審査は、主務省庁又は都道府県による計画認定審査とは別に行います。このため、主務省庁又は都道府県による計画の認定を取得しても、債務保証を受けられない場合があります。
- 反社会的勢力に係る企業等へは保証しません。
- 個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、対応します。
- 中小機構の債務保証制度のご利用にあたって、ご提供いただいた個人情報は、債務保証業務のみに使用させていただきます。

制度の一覧・目次

(1) 産業競争力強化法に基づく債務保証制度

1 新事業活動円滑化債務保証制度 P4

対象事業者 企業単位で規制の特例措置を受けて新事業活動を行う、
新事業活動計画の認定を受けた事業者

2 特定新事業開拓投資事業円滑化債務保証制度 P6

対象組合 主に事業拡張期のベンチャー企業に投資を行う、
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合

3 事業再編円滑化債務保証制度 P10

対象事業者 事業再編により事業の生産性向上を目指す、
事業再編に関する計画の認定を受けた事業者等

4 事業再生円滑化債務保証制度 P14

対象事業者 特定認証紛争解決手続(事業再生ADR)によって、又は中小機構による調整若しくは
中小企業再生支援協議会による調整の下で、事業再生を図ろうとする事業者

(2) 地域再生法に基づく債務保証制度

5 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証制度 P16

対象事業者 東京23区から地方への本社機能移転、地方における本社機能拡充を行う、
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者

(3) 中小企業等経営強化法に基づく債務保証制度

6 経営力向上促進債務保証制度 P20

対象事業者 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、生産性を向上させるための
経営力向上計画の認定を受けた事業者(中堅企業等)

7 事業再編投資円滑化債務保証制度 P24

対象組合 主に事業承継等とともに経営力向上を図る中小企業者等へのハンズオン投資を行う、
事業再編投資計画の認定を受けた投資事業有限責任組合

(4) 農業競争力強化支援法に基づく債務保証制度

8 事業再編等促進債務保証制度 P26

対象事業者 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として、
事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者

(5) 生産性向上特別措置法に基づく債務保証制度

9 新技術等実証円滑化債務保証制度 P30

対象事業者 規制が適用されない環境下で、革新的技術や事業の実証を行う、
新技術等実証計画の認定を受けた事業者

10 革新的データ産業活用円滑化債務保証制度 P32

対象事業者 様々な業界のデータを収集・利活用し新事業を行う、
革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者

新事業活動円滑化債務保証制度

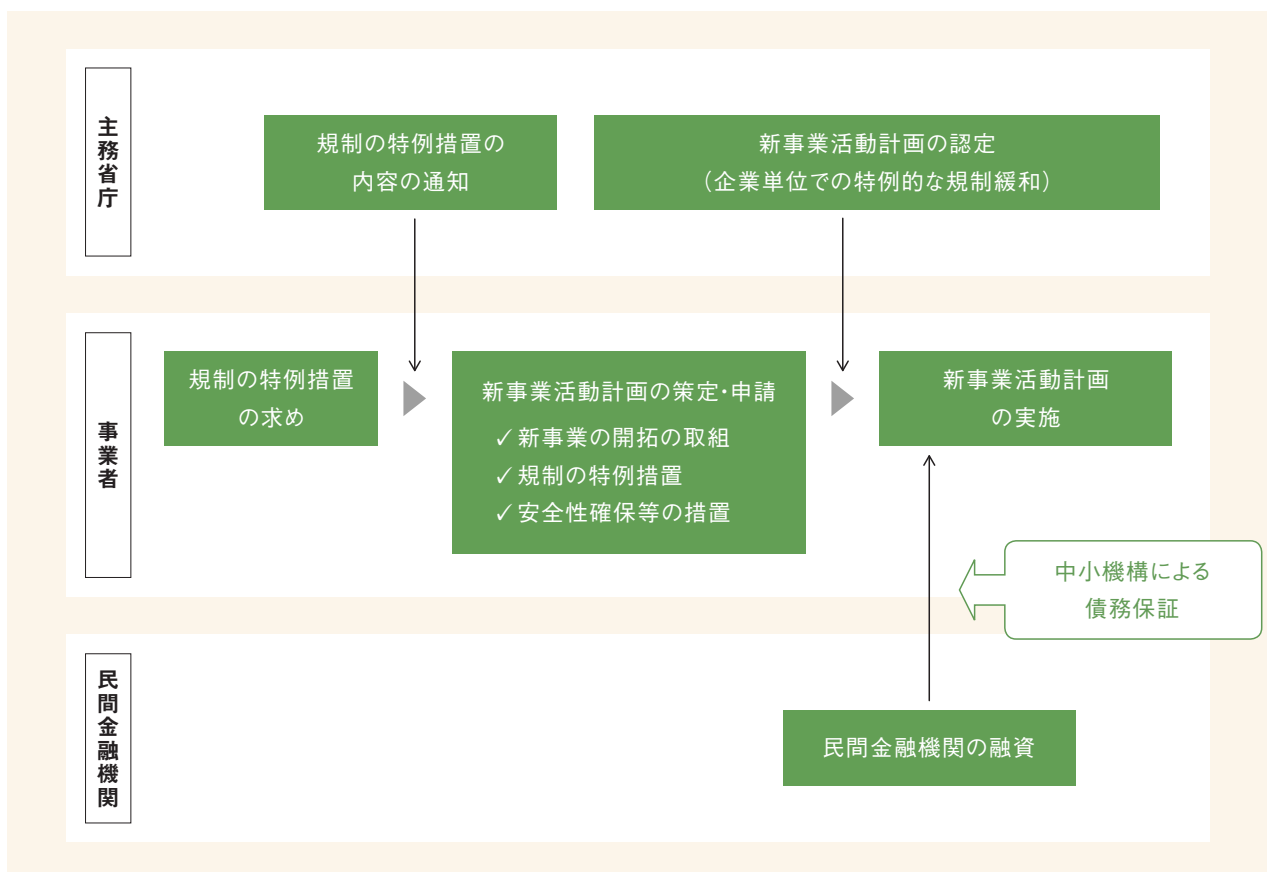
制度の概要

- 企業実証特例制度を活用し、規制の特例措置の適用を受けることで、新事業活動を実施しようとする事業者が、主務大臣によって認定された新事業活動計画^{*}を実施するに当たって必要な資金を調達する際に、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。

^{*}新事業活動計画とは、新商品の開発・生産又は新たな役務の開発・提供ほかであって、産業競争力の強化に資するものに関する計画です。

- 企業実証特例制度とは、企業自らが、主務大臣に新事業の開拓の取組と規制の特例措置をセットで実施提案し、企業単位で特例的に規制を緩和する制度です。

新事業活動計画のイメージ

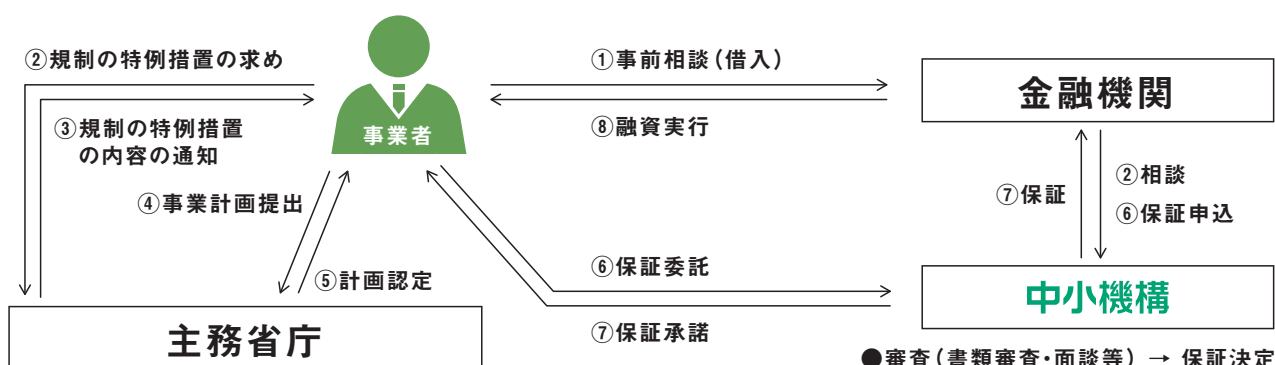


- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による新事業活動計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

新事業活動計画の認定

- 認定申請の流れについて、P8を併せてご参照ください。

申込手続



② 規制の特例措置の求め

新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする事業者は、あらかじめ主務大臣に対し規制の特例措置の整備を求めます。

③ 規制の特例措置の内容の通知

当該求めを受け、主務大臣が規制の特例措置を講ずる必要があると認めるとき、主務大臣から講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の通知がなされます。

④ 事業計画提出

事業者は、当該規制の特例措置の内容を記載した新事業活動計画を作成し、認定の申請を行います。

- 事業を所管する主務省庁に対しては、② 規制の特例措置の求めに先立ち、ご相談いただくことも可能です。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

保証条件

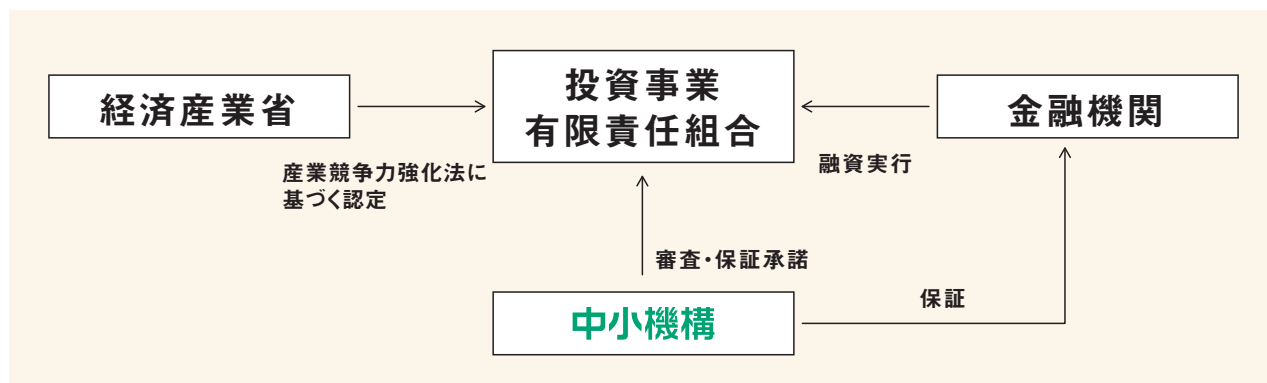
項目	内容
根拠法・条文	産業競争力強化法第12条
対象事業者	新事業活動計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3%(無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 設備資金 (認定計画で認められた用途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

特定新事業開拓投資事業 円滑化債務保証制度

ベンチャー
ファンド向け

制度の概要

- 特定新事業開拓投資事業計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合が、認定計画の実施に必要な資金（有限責任組合員による出資履行までの短期つなぎ資金）の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 特定新事業開拓投資事業計画とは、新規ファンドが主に事業拡張期のベンチャー企業に対し、ハンズオンを伴い投資する場合の計画です。



特定新事業開拓投資事業計画の主な認定要件

例えば…

組合の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合であること ・投資家から組合へ出資される金額の合計（出資約束金額）が10億円以上であること ・組合の目標IRRが15%以上であること ・組合は新事業開拓事業者への投資及び経営支援を行い、これに附帯する事業のみを行うこと ほか
ハンズオン要件	<ul style="list-style-type: none"> ・組合契約書に、無限責任組合員が投資先企業に経営又は技術の指導を行うこと、必要に応じ取締役役に意見を述べる旨が明記されていること ほか

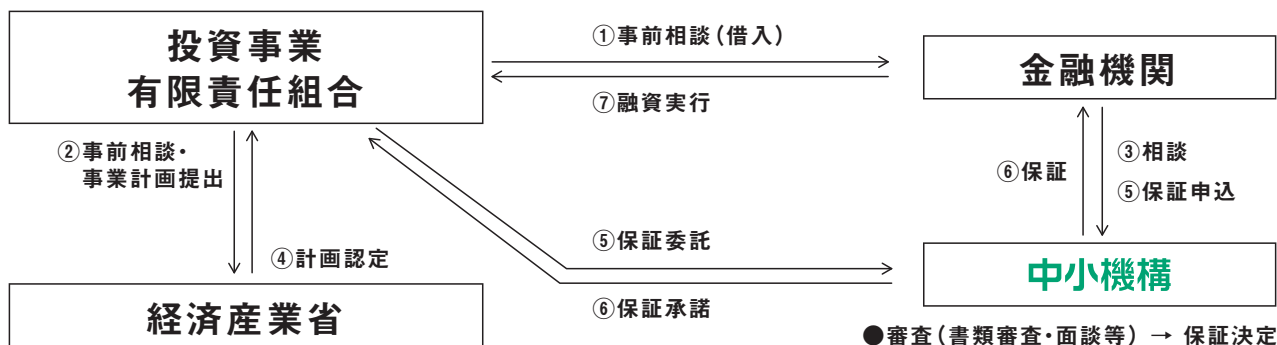
等をはじめ、法令が定める全ての要件を満たす必要があります。

- 中小機構の債務保証の審査は、経済産業省による特定新事業開拓投資事業計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。

特定新事業開拓投資事業計画の認定

- 認定を受けた投資事業有限責任組合が中小機構の債務保証を受けられるほか、当該組合に出資を行った企業（国内法人）が税務上の優遇措置を受けられます。
- 企業のベンチャー投資促進税制について、P9を併せてご参照ください。

申込手続



- 投資事業有限責任組合は、取引金融機関とご相談の上、経済産業省へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、投資事業有限責任組合から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	産業競争力強化法第18条
対象組合	特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	1年以内
保証料	年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 (認定計画で認められた用途のうち、有限責任組合員による出資履行までの短期つなぎ資金)
担保	原則として徴求。状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として無限責任組合員の保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

新事業活動円滑化債務保証制度 新事業活動計画の認定申請の流れ

申請の流れ 「法」は産業競争力強化法を指します。

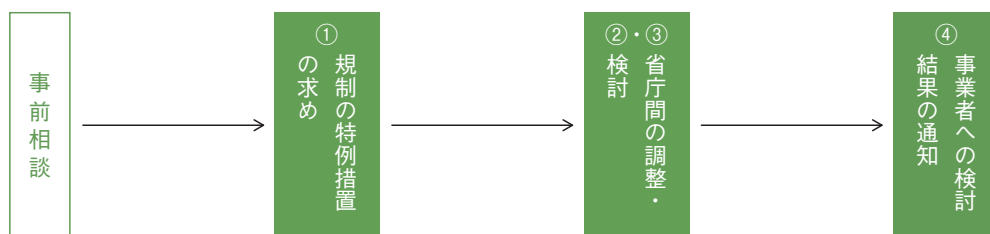
企業実証特例制度により、以下の2段階の申請手続を経ることとなります。

1. 規制の特例措置の求め(法第6条)、 2. 新事業活動計画の認定(法第9条)

なお、公表されている規制の特例措置を活用して認定申請する場合は、上記1.の手続は不要です。

1. 規制の特例措置の求め

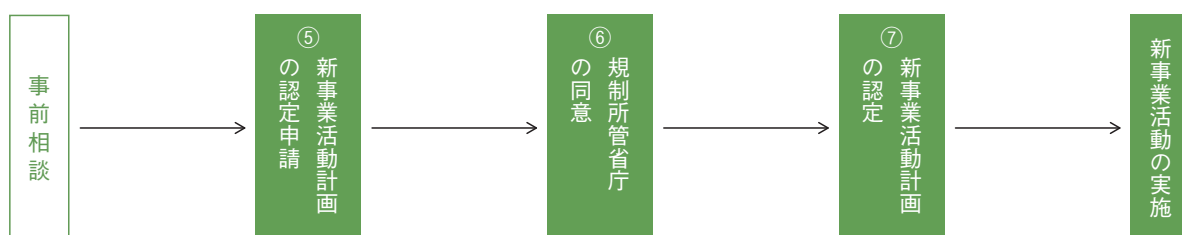
規制の特例措置を求めるに当たっては、産業競争力強化法施行規則に規定する様式第1に従い、新事業活動の計画と合わせ、要望する規制の特例措置や、規制が求める安全性等を確保するための措置を記載した「新たな規制の特例措置の整備に係る要望書」を作成し、事業所管省庁に提出することが必要です。



- ① 法第6条に基づき、規制の特例措置を求める者は、事業所管大臣に対し、新事業活動を実施するために、規制の特例措置を創設するよう求めます。
- ② 事業所管大臣は、その必要があると認めるときは、規制所管大臣に対し、規制の特例措置を整備するよう要請します。
- ③ 規制所管大臣は、規制の特例措置を整備するか否かを決定した後、事業所管大臣に対し、その結果を通知します。
- ④ 事業所管大臣は、事業者に対し、規制所管大臣の検討結果を通知します。

2. 新事業活動計画の認定

規制の特例措置を活用するに当たっては、産業競争力強化法施行規則に規定する様式第7に従い、新事業活動の内容、利用する規制の特例措置等を記載した「新事業活動計画の認定申請書」を作成し、事業所管省庁に提出することが必要です。



- ⑤ 法第9条に基づき、新事業活動を実施しようとする者は、事業所管大臣に対し、「新事業活動計画」について、認定を求めます。
- ⑥ 事業所管大臣は、認定に先立ち、規制所管大臣に対し、「新事業活動計画」について同意を求めます。
- ⑦ 事業所管大臣は、事業者に対し、認定書を交付します。

お問い合わせ窓口

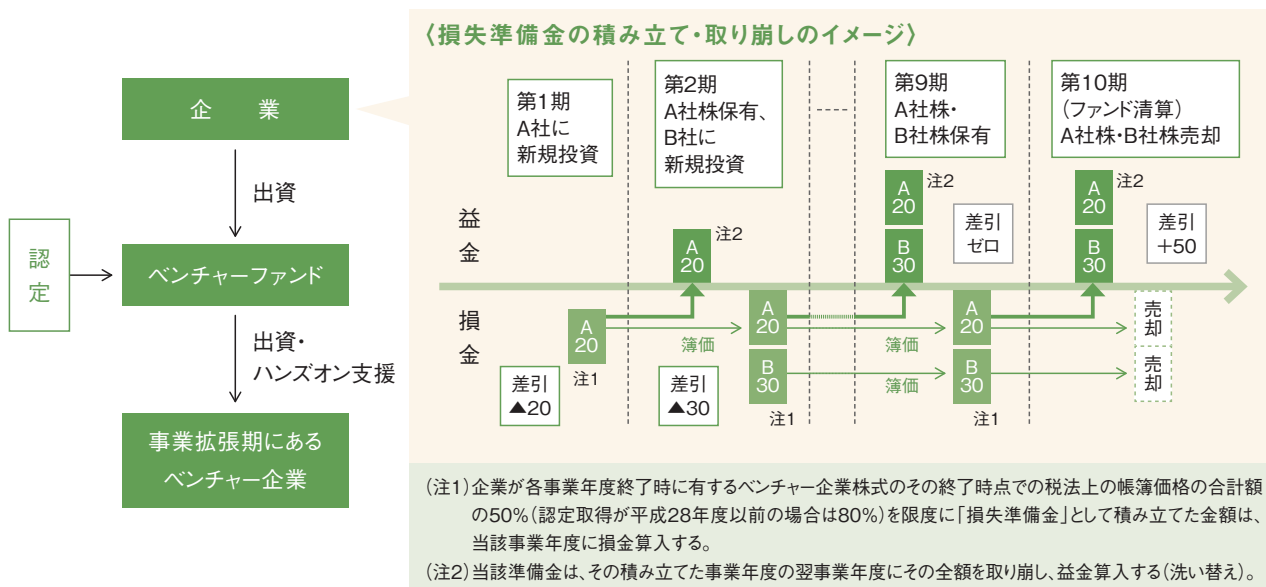
計画認定の要件や各支援策のご利用等については、下記連絡先へ直接お問い合わせください。

経済産業省 経済産業政策局 産業構造課 新事業開拓制度推進室 TEL.03-3501-1628

特定新事業開拓投資事業円滑化債務保証制度 企業のベンチャー投資促進税制の概要

1. 企業のベンチャー投資促進税制の概要

主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣から投資計画の認定を受けたファンドを通じて出資する企業が、出資額の50%（認定取得が平成28年度以前の場合は80%）を限度として損失準備金を積み立て、損金算入できます。



2. 認定を受けるベンチャーファンドの要件（抜粋）※

※詳細は、産業競争力強化法第16条、「特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針」等をご参照ください。

1. 組合の要件

- ア. 投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合であること
- イ. 投資家から組合へ出資される金額の合計（出資約束金額）が10億円以上であること
- ウ. 組合の目標IRRが15%以上であること
- エ. 組合契約において「地方投資担当者」を明記した上で、投資担当者の適切な変更手続き（キーマン条項）が定められていること
- オ. 組合は新事業開拓事業者^(*)への投資事業、及びこれに付随する事業のみを行うこと
 - *1: 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を図る事業者
- カ. 無限責任組合員が暴力団その他の欠格条項に該当しないこと ほか

2. ガバナンス要件

- ア. 毎事業年度、実施状況報告書及び財務諸表等を経済産業省に提出すること（実施状況報告書等を踏まえ、認定要件を満たすことを経済産業省が確認）

3. ハンズオン要件

- ア. 組合契約書に、無限責任組合員が投資先企業に経営又は技術の指導を行うこと、必要に応じ取締役に経営に関する意見を述べる旨が明記されていること
- イ. 無限責任組合員がベンチャー投資に係る実績や、投資先に対して経営又は技術の指導を行うに足る知識・経験を有していること
- ウ. 地方で活動するベンチャー企業に対する投資実績や、地方で活動する投資先企業に対して経営又は技術の指導を行うのに必要な知識・経験を有していること
- エ. 地方での投資に関し、無限責任組合員に対しアドバイスをを行うアドバイザリーボードを設置すること

4. 投資先企業（新事業開拓事業者）に関する要件

- ア. 大規模法人グループに属さないこと
- イ. 株式会社であること
- ウ. 非上場・非登録会社であること ほか

5. 投資先内容に関する要件

- ア. 組合が取得する株式は新事業開拓事業者が発行する株式であること
- イ. 投資額の5割以上が事業拡張期の新事業開拓事業者であること
- ウ. 投資額の6割以上が特定新事業開拓中小企業者^(**2)であって、残りの4割以下が特定新事業開拓中堅事業者^(**3)であること
 - *2: 認定ファンドが最初に投資する時点で、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者要件に該当する会社
 - *3: 認定ファンドが最初に投資する時点で、資本金5億円未満の会社
- エ. 投資額の5割以上が東京都の区域以外の区域に所在する新事業開拓事業者であって、このうち5割以上が事業拡張期の新事業開拓事業者であること ほか

お問い合わせ窓口

計画認定の要件や各支援策のご利用等については、下記連絡先へ直接お問い合わせください。

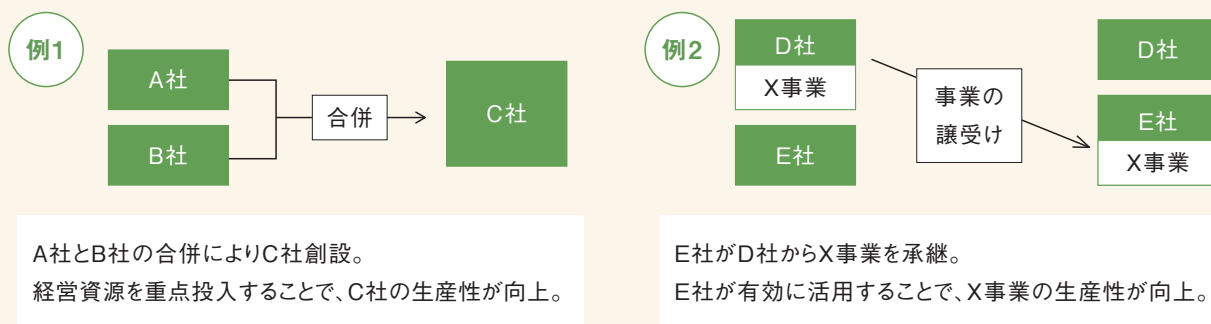
経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室 TEL.03-3501-1569

事業再編円滑化債務保証制度

制度の概要

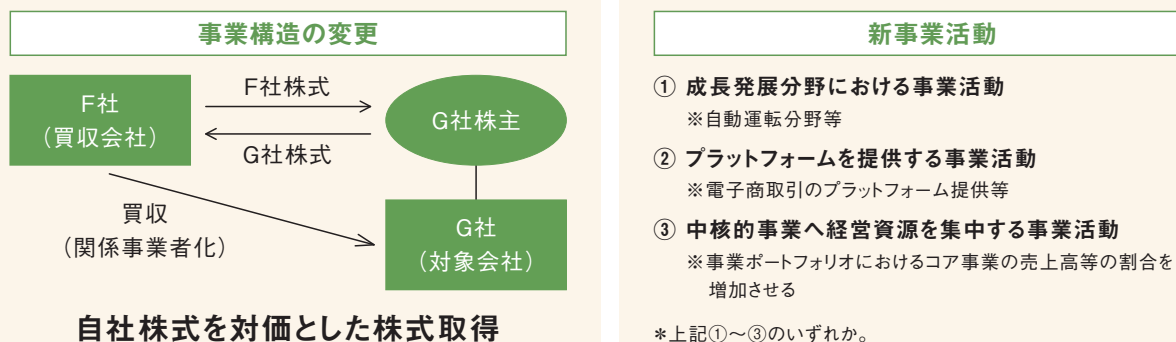
- 事業再編に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた事業者等が、認定計画の実施に必要な資金の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 事業再編に関する計画とは、事業構造の変更を行いつつ、新商品開発や新市場の開拓等の前向きな取組を行うことにより、生産性の向上を図る計画です。

事業再編計画（イメージ）



- 特別事業再編計画とは、買収会社が自社株式を対価として対象会社の株式を取得し、一定の新事業活動を行うことによって新需要を相当程度開拓し、著しい生産性向上を図る計画です。

特別事業再編計画（イメージ）

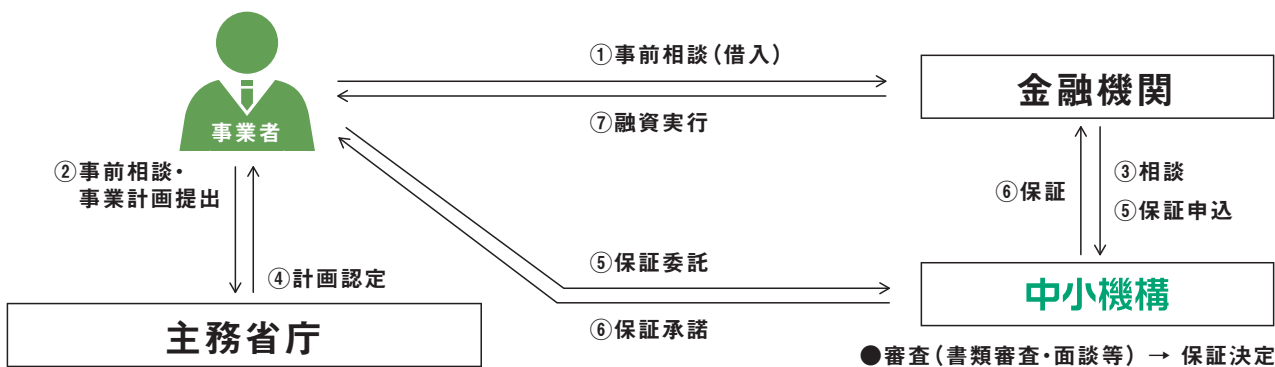


- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による事業再編に関する計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

事業再編に関する計画の認定

- 認定を受けた事業者等は、中小機構の債務保証のほか、税務上の優遇措置等を受けられます。
- 認定要件・支援措置について、併せてP12、13をご参照ください。

申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、事業者の事業を所管する主務省庁へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	産業競争力強化法第36条
対象事業者	事業再編に関する計画の認定を受けた事業者等であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3%(無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 設備資金 (認定計画で認められた用途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

事業再編円滑化債務保証制度 事業再編計画の認定要件・支援措置

事業再編計画と特別事業再編計画の要件※

※詳細は、産業競争力強化法第23条、第25条、「事業再編の実施に関する指針」等をご参照ください。

主な要件は以下のとおりです。

主な要件	事業再編計画	特別事業再編計画
1. 計画期間	3年以内(大規模な設備投資を行うものに限る)5年以内	
2. 生産性の向上 (事業部門単位)	計画開始から3年以内に次のいずれかの達成が見込まれること。【注】 ① 修正ROA 2%ポイント向上 ② 有形固定資産回転率 5%向上 ③ 従業員1人当たり付加価値額 6%向上	計画開始から3年以内に次のいずれかの指標の達成が見込まれること。【注】 ① 修正ROA 3%ポイント向上 ② 有形固定資産回転率 10%向上 ③ 従業員1人当たり付加価値額 12%向上
3. 財務の健全性 (企業単位)	計画開始から3年以内に次の両方の達成が見込まれること。 ①有利負債 [*] /キャッシュフロー [*] ≤10倍 ※有利負債=借入金等-運転資金等 ②経常収入≥経常支出	
4. 雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。	
5. 事業構造の変更	次のいずれかを行うこと。 ①合併 ②会社の分割 ③株式交換、株式移転 ④事業または資産の譲受け、譲渡 ⑤出資の受入れ ⑥他の会社の株式・持分の取得 ⑦会社の設立 ⑧有限責任事業組合に対する出資 ⑨施設・設備の相当程度の撤去等	他の会社の株式・持分の取得を行うこと (以下の①～③すべてを満たすことが必要) ①他の会社を関係事業者とすること ②対価として自社の株式のみを交付すること ③対価として交付する株式の価額(対価の額)が 余剰資金の額 [*] を上回ること *余剰資金の額=現金-運転資金-上記以外の買収に要する資金の額 加えて左の①～⑨等を実施することも可能
6. 前向きな取組	計画開始から3年以内に次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減	
7. 新事業活動		次のいずれかにあたる新事業活動を行うこと ①著しい成長発展が見込まれる事業分野における事業活動 ②プラットフォームを提供する事業活動 ③中核的業務へ経営資源を集中する事業活動
8. 新需要の開拓		計画開始から3年以内に新たな需要を相当程度開拓することが見込まれること ⇒ 売上高伸び率≥過去3事業年度の業種売上高伸び率+5%ポイント等
9. 経営資源の 一体的活用		申請事業者と関係事業者となる他の会社がそれぞれの有する知識、技術、技能等を活用することにより、商品又は役務の開発、資材調達、生産、販売、提供等において協力すること

【注】

$$\text{① 修正ROA(\%)} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$$

(計画終了年度修正ROA) - (計画開始直前事業年度修正ROA) ≥ 2% 又は 3%

$$\text{② 有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$$

$$\text{③ 従業員1人当たり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$$

計画認定により受けられる支援措置の全体像

支援措置 < >内は根拠条文です。「法」は産業競争力強化法を指します。		事業再編計画	特別事業再編計画
税制	自社株式を対価とした株式取得の円滑化措置 <租税特別措置法第37条の13の3、第66条の2の2、第68条の86>		✓
	登録免許税の軽減 <租税特別措置法第80条>	✓	✓
	債権放棄時の資産評価損の損金算入<法人税法第33条第2項>	✓	✓
金融支援	指定金融機関による長期・低利の大規模融資 <法第37条>	✓	✓
	必要な資金の借入等に関する中小機構による債務保証 <法第36条>	✓	✓
会社法	現物出資等の円滑化 <法第28条、第29条>	✓	✓
	略式組織再編とキャッシュ・アウトの円滑化 <法第30条>	✓	✓
	株式併合の円滑化 <法第31条>	✓	✓
	株式を対価とするM&Aの円滑化 <法第32条>	✓	✓
	スピンオフの円滑化 <法第33条>	✓	✓
民法	事業譲渡時の債権者のみなし同意 <法第34条>	✓	✓
LPS法	LPSの外国株式等取得規制の適用除外 <法第35条>	✓	✓
独占禁止法	企業結合時の主務大臣から公正取引委員会への協議 <法第27条>	✓	✓

事業再編関連全体のお問い合わせ窓口

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 TEL.03-3501-1560

計画認定の各省庁お問い合わせ窓口

計画申請事業者の事業を所管・担当している省庁が計画認定の窓口となります。

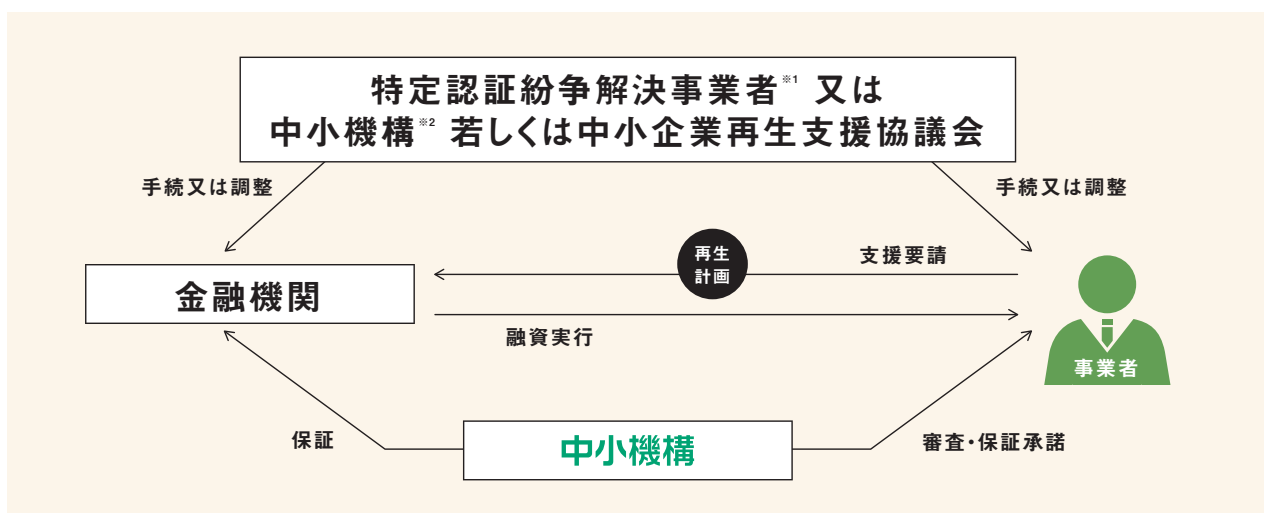
主な担当業種	省 庁	担当課室	電話番号
製造業、流通・小売業	経済産業省	産業再生課	03-3501-1560
金融機関	金融庁	監督局総務課	03-3506-6000
警備業	警察庁	生活安全企画課	03-3581-0141
通信・放送業	総務省	情報流通振興課	03-5253-5748
たばこ事業、塩事業	財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111
酒類業		国税庁酒税課	03-3581-4161
医薬品製造業	厚生労働省	医政局経済課	03-5253-1111
食品産業	農林水産省	知的財産課	03-3502-8111
運輸業	国土交通省	公共交通政策部交通計画課	03-5253-8111
建設業		建設市場整備課	
廃棄物処理業	環境省	産業廃棄物課	03-3581-3351
フロン業		地球温暖化対策課フロン等対策推進室	
ペット販売業		自然環境局総務課動物愛護管理室	

事業再生円滑化債務保証制度

(プレDIPファイナンス債務保証)

制度の概要

- 特定認証紛争解決手続(事業再生ADR)によって、又は中小機構による調整若しくは中小企業再生支援協議会による調整の下で、事業再生を図ろうとする事業者が、事業継続に必要な資金(債権者間交渉成立までの期間に必要なつなぎ資金)の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。



※1 特定認証紛争解決事業者であって事業再生に関する紛争を取扱う事業者は、平成30年8月現在事業再生実務家協会のみです。

※2 中小機構に設置している中小企業再生支援全国本部が担当となります。

- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
(中小企業者の場合、信用保証協会の事業再生円滑化関連保証を利用しており、新たな保証を受けることが困難なものが対象となります。)
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

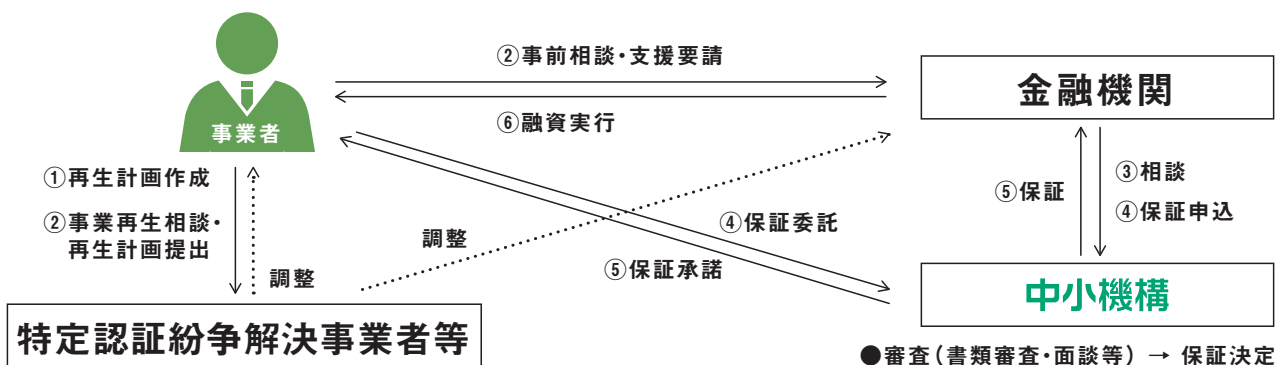
事業再生ADR

- ADR(裁判外紛争解決手続)とは、訴訟手続によらず民事上の紛争の解決をしようとする者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続のことです。

事業再生ADRの特徴

- ① 金融機関の債権関係を調整 商取引は円滑に進められます。
- ② 専門的知識がある実務家による調整
- ③ つなぎ融資が容易 一時的な資金繰り融資(つなぎ融資)に対する優先弁済が設定されます。(プレDIPファイナンス)
- ④ 裁判所もADR結果を尊重 手続不調により法的手続に移行しても、裁判所はADR結果を尊重し再生手続を進めます。
- ⑤ 債権放棄による損失の無税償却が可能

申込手続



- 特定認証紛争解決事業者等による調整が必要となります。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	産業競争力強化法第51条
対象事業者	特定認証紛争解決事業者又は中小機構若しくは中小企業再生支援協議会と調整を実施する事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの(中小企業者の場合、信用保証協会の事業再生円滑化関連保証を利用しており、新たな保証を受けることが困難なもの)
保証限度	5億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	1年以内
保証料	年0.5%(無担保扱いの場合は年1.0%)・1年毎前払い
資金用途	事業継続に欠くことのできないものとして特定認証紛争解決事業者等により確認された運転資金
担保	原則として徴求。状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の60%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

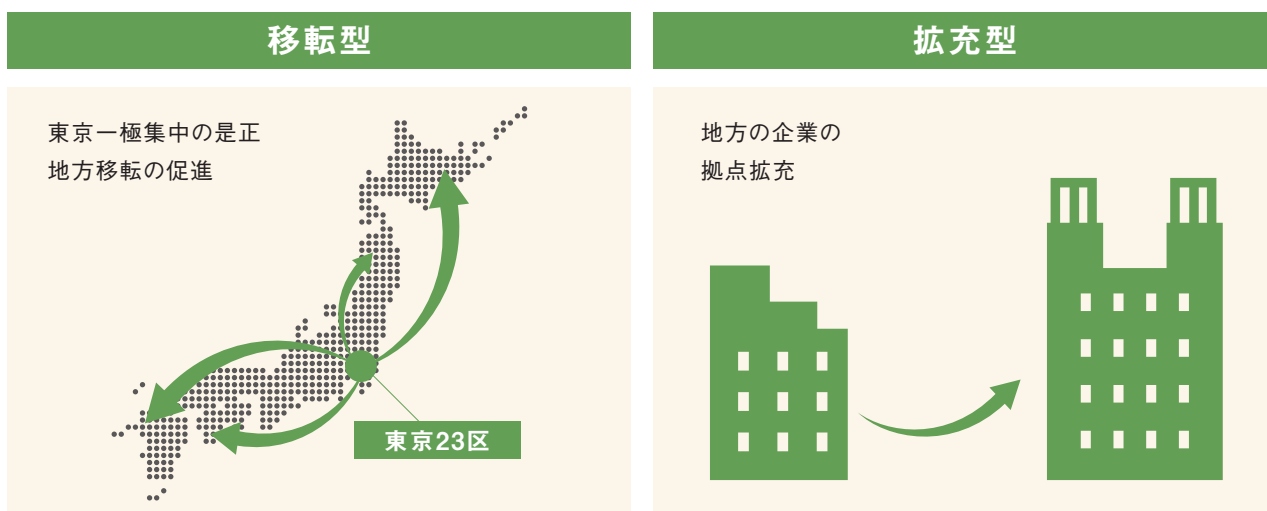
地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証制度

制度の概要

- 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業者が、認定された計画の実施に必要な資金（設備資金）の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画^(※1)とは、次のいずれかの事業を実施する場合の計画です。

移転型:東京23区にある特定業務施設^(※2)を地方活力向上地域又は準地方活力向上地域^(※3)に移転し、整備する事業

拡充型:拡充型事業の対象地域^(※4)において特定業務施設を整備する事業



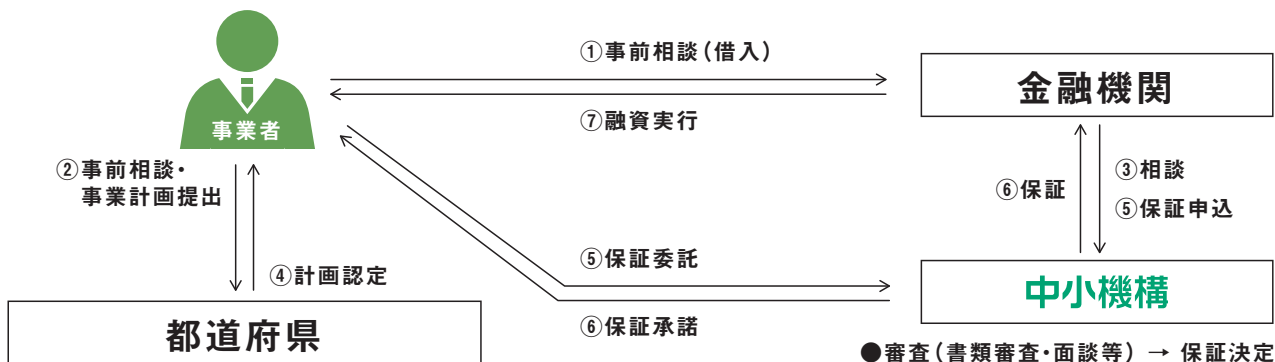
- (※1) 都道府県が作成し内閣総理大臣に認定された地域再生計画に適合していること等が必要です。【詳細は、地域再生法第17条の2第1項をご参照ください。】
- (※2) 特定業務施設とは、次のいずれかに該当するものです。①本店又は主たる事務所(管理部門等)、②研究所、③研修所【詳細は、地域再生法施行規則第8条をご参照ください。】
- (※3) 地方活力向上地域とは、首都圏、近畿圏及び中部圏の大都市以外、準地方活力向上地域とは首都圏以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域です。【詳細は、地域再生法第5条第4項第5号、地域再生法施行令第5条をご参照ください。】
- (※4) 拡充型事業の対象地域とは、地方活力向上地域のうち内閣府令で定める要件に該当する地域です。【詳細は、拡充先の都道府県にお問い合わせください。】

- 中小機構の債務保証の審査は、都道府県知事による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定

- 当該計画は、都道府県が作成し内閣総理大臣による認定を受けた地域再生計画に適合するものであること等が必要です。
- 認定を受けた事業者は、中小機構の債務保証のほか、税務上の優遇措置を受けられます。
- 認定要件・留意事項・支援措置について、併せてP18、19をご参照ください。

申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、都道府県へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	地域再生法第17条の3
対象事業者	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	15億円
保証割合	借入の元本の30%
保証期間	10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3%(無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	認定計画で認められた用途のうち設備資金
担保	原則として徴求 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証制度 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の 認定要件・留意事項・支援措置

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の要件※

※詳細は、地域再生法第17条の2、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン」等をご参照ください。

主な要件は以下のとおりです。

主な要件(抜粋)	
1. 認定地域再生計画に適合するものであること	<p>ア 特定業務施設の整備であること。</p> <p>イ 認定地域再生計画で定められた目標に寄与すること。</p> <p>ウ 認定地域再生計画で定められた地方活力向上地域等内であること。</p> <p>エ 事業区分(移転型事業、拡充型事業の別)が適正であること。</p> <p>オ 事業期間が適切であること(申請書に記載された事業期間が5年以内であり、かつ、認定地域再生計画の計画期間を超えるものでないこと)。</p> <p>カ 地方全体の雇用の拡大の推進に寄与するものであること。</p>
2. 常時雇用する従業員に関する要件に適合するものであること	<p>ア 特定業務施設において特定業務^(*)に従事する常時雇用する従業員数が5人(中小企業者の場合には2人)以上であること。</p> <p>イ 特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数が5人(中小企業者の場合には2人)以上であること。加えて、移転型事業の場合には、増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であること、又は特定業務施設が整備され開始した年若しくは年度における特定業務施設の増加従業員の過半数が東京23区からの転勤者であり、かつ、計画期間を通じた特定業務施設の増加従業員数の4分の1以上の数が東京23区からの転勤者であること。ただし、東京23区において従業員が減少する場合、①東京23区において減少する従業員数及び②東京23区における定年退職者又は自己都合退職者の合計数のうち、少ない方の数を上限として、特定業務施設における新規採用者を、東京23区からの転勤者とみなす。</p> <p>※ア及びイは、いずれも地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間終了時において達成していることを要件としている。</p>
3. 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	<p>ア 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容及び実施時期が具体的、かつ、実現が見込まれるものであること。</p> <p>イ 特定業務施設となる建物等の内容が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために不十分なものでなく、かつ、適正な価格となっている等、当該計画を円滑かつ確実に実施するものであること。</p> <p>ウ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金の額が当該計画の内容等を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであること。</p> <p>エ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定前に取得し、又は建設を開始した建物等が当該計画の対象となっていないこと。</p>

(*)特定業務:特定業務施設において行われる業務。

認定申請に当たっての留意事項

債務保証の活用を希望される場合の認定申請に当たって、以下の点に留意してください。

(1) 認定事業者は、中小機構の債務保証を活用する場合には、以下の要件を満たす必要があります。

- ア 事業の資金計画が適切なものであること。
- イ 認定事業者の財務が健全であること。
 - ・直近決算書において実質債務超過でないこと(含み不良資産等による実質債務超過でないこと)。
 - ・有利子負債がキャッシュフローの10倍を超えていないこと(借入過多でないこと)。
- ウ 中小機構の保証付借入の資金使途は設備資金のみであること(賃貸に係る資金等運転資金は含まないこと)。

(2) 中小機構の債務保証審査は、貸付金融機関からの申込みにより、中小機構による金融審査等の総合判断に基づき決定するため、認定都道府県知事による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定をもって、債務保証が決定されるものではありません。

(3) 都道府県が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定をする際に、中小機構への事前相談は必須ではありません。

(4) 債務保証を希望されている金融機関、事業者におかれましては、お早めに中小機構へご相談ください。

計画認定により受けられる支援措置の概要

支援措置 <>内は根拠条文です。「法」は地域再生法を指します。	
税 制	特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例[オフィス減税] <法第17条の4> 認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除(選択的適用)
	特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例[雇用促進税制] <法第17条の5> 認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除
	地方税の課税免除又は不均一課税 <法第17条の6> 特定業務施設の新設又は増設をした認定事業者に係る事業税(移転を伴う場合のみ)、不動産取得税、固定資産税における地方税の免除又は不均一課税* ※地方税の免除又は不均一課税を受けることができるかどうかは、移転・拡充先となる都道府県又は市町村にお問い合わせください。
金融支援	中小機構による債務保証 <法第17条の3> 認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証

オフィス減税・雇用促進税制の概要※

※詳細は、「地方拠点強化税制」(内閣府地方創生推進事務局ホームページ)をご参照ください。

なお、同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません(移転型の上乗せ措置を除く)。

税制優遇		拡充型	移転型
オフィス減税 特定業務施設の建物・建物 附属設備・構築物に係る特別 償却又は税額控除	特別償却	[特別償却限度額] = [特定建物等の取得価額]×15%	[特別償却限度額] = [特定建物等の取得価額]×25%
	税額控除 [建物等の取得価額] 2,000万円以上 (中小企業者1,000万円以上)	[税額控除限度額] = [特定建物等の取得価額]×4%	[税額控除限度額] = [特定建物等の取得価額]×7%
雇用促進税制 特定業務施設の雇用者増加数(法 人全体の雇用者増加数が上限)に 応じ、税額控除		以下①～③の合計額 ① 無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 ^(※1) 1人当たり60万円 ^(※2) ② 新規雇用者 ^(※1) の数から①の数を控除した数 (新規雇用者 ^(※1) の数の4割が上限)につき、 1人当たり50万円 ^(※2) ③ 雇用者増加数 ^(※1) から、新規雇用者 ^(※1) の数を 控除した数につき、1人当たり50万円 ^(※2)	以下①～④の合計額 ① 無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 ^(※1) 1人当たり60万円 ^(※3) ② 新規雇用者 ^(※1) の数から①の数を控除した数 (新規雇用者 ^(※1) の数の4割が上限)につき、 1人当たり50万円 ^(※3) ③ 雇用者増加数 ^(※1) から、新規雇用者 ^(※1) の数を 控除した数につき、1人当たり50万円 ^(※3) ④ 【上乗せ措置】 最大3年間、特定業務施設における雇用者 増加数につき、1人当たり30万円 ^(※4)

(※1) 特定業務施設における雇用者増加数又は法人全体の雇用者増加数のうち小さい方の数が上限です。

(※2) 法人全体の雇用者増加率が8%未満の場合、①は30万円、②及び③は20万円となります。

(※3) 法人全体の雇用者増加率が5%未満の場合、①は30万円、②及び③は20万円となります。

(※4) 特定業務施設の所在地が、準地方活力向上地域(近畿圏及び中部圏の各中心部)内である場合、20万円です。

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業全体のお問い合わせ窓口

認定地域再生計画を所管する各都道府県の担当部署

(なお、認定制度の内容については、

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 TEL.03-3501-0645)

経営力向上促進債務保証制度

制度の概要

- 経営力向上計画の認定を受けた事業者（中堅企業等※）が、認定経営力向上計画の実施に必要な資金の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 経営力向上計画とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

経営力向上とは

事業活動に
有用な知識・技能を
有する人材育成

財務内容の分析の
結果の活用

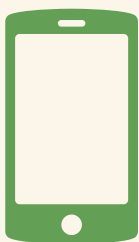
商品・サービスの
需要動向に関する
情報の活用

経営能率の向上の
ための情報
システムの構築

具体的な事例

サービス業における取組（例）

売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現。



製造業における取組（例）

自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現。



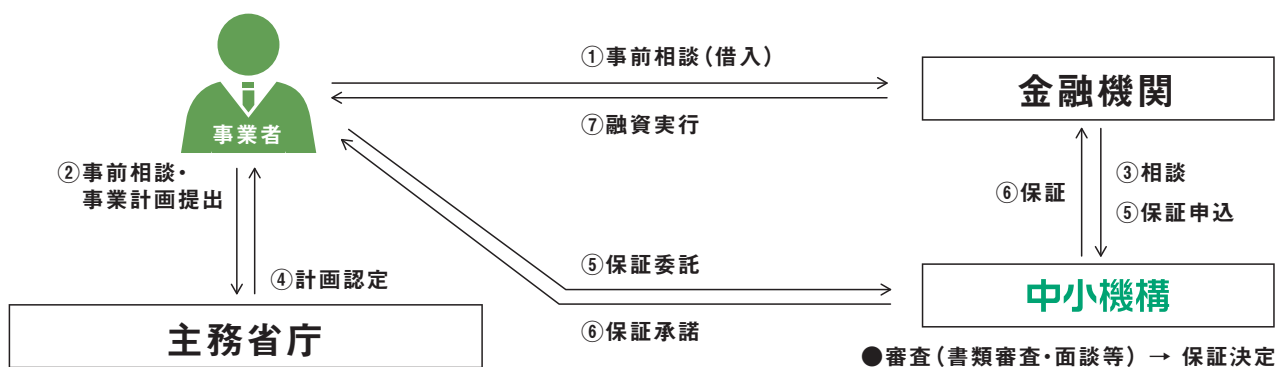
- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。

※中堅企業等とは、資本金10億円以下又は従業員数2千人以下の会社等です（中小企業者は含まれません）。中堅企業等についての詳細は、P22をご参照ください。

経営力向上計画の認定

- 認定要件について、併せてP23をご参照ください。

申込手続



- 事業者は、計画策定に際しては、認定支援機関などによるサポートが受けられます。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただけます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただけます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	中小企業等経営強化法第21条
対象事業者	経営力向上計画の認定を受けた事業者(中堅企業等)であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3%(無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 設備資金 (認定計画で認められた用途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

経営力向上促進債務保証制度 対象事業者について・経営力向上計画の 認定について

対象事業者について 「法」は中小企業等経営強化法を、「政令」は中小企業等経営強化法施行令を指します。

保証の対象となる中堅企業等は、下記のA～Dのいずれかに該当するものです。

A 下表の左欄1～5のいずれかの業種に属する事業を主たる事業とする会社であって、中欄(a)中小企業者でないこと、かつ、右欄(b)の要件を満たすもの。

主たる事業とする業種	(a) 中小企業者でないこと (具体的には、下記の要件に該当するもの)	(b) 法第2条第2項第3号 又は第4号の要件
1. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (2～5除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円超 かつ 従業員数が300人超	資本金の額又は 出資の総額が 10億円以下 又は 従業員数が 2千人以下
2. 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円超 かつ 従業員数が100人超	
3. サービス業(5除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円超 かつ 従業員数が100人超	
4. 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円超 かつ 従業員数が50人超	
5. 政令第1条で定める業種 ①ゴム製品製造業 ②ソフトウェア業、情報処理サービス業 ③旅館業	①資本金の額又は出資の総額が3億円超 かつ 従業員数が900人超 ②資本金の額又は出資の総額が3億円超 かつ 従業員数が300人超 ③資本金の額又は出資の総額が5千万円超 かつ 従業員数が200人超	

B 下表の左欄1～5のいずれかの業種に属する事業を主たる事業とする個人事業者であって、中欄(a)中小企業者でないこと、かつ、右欄(b)の要件を満たすもの。

主たる事業とする業種	(a) 中小企業者でないこと (具体的には、下記の要件に該当するもの)	(b) 法第2条第2項第4号の 要件
1. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (2～5除く)	従業員数が300人超	従業員数が 2千人以下
2. 卸売業	従業員数が100人超	
3. サービス業(5除く)	従業員数が100人超	
4. 小売業	従業員数が50人超	
5. 政令第1条で定める業種 ①ゴム製品製造業 ②ソフトウェア業、情報処理サービス業 ③旅館業	①従業員数が900人超 ②従業員数が300人超 ③従業員数が200人超	

C 下表の左欄の法人であって、右欄の要件を満たすもの。

政令第2条第2項第1号、第2号又は第2条第4項第1号、第2号で定める法人	法第2条第2項第3号又は第4号の要件
医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人	出資の総額が10億円以下 又は従業員数が2千人以下

D 下表の左欄の法人であって、右欄の要件を満たすもの。

政令第2条第4項第3号、第4号で定める法人	法第2条第2項第4号の要件
社会福祉法人（医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人を除く）、 特定非営利活動法人	従業員数が2千人以下

経営力向上計画の認定について

1. 経営力向上計画に記載する事項

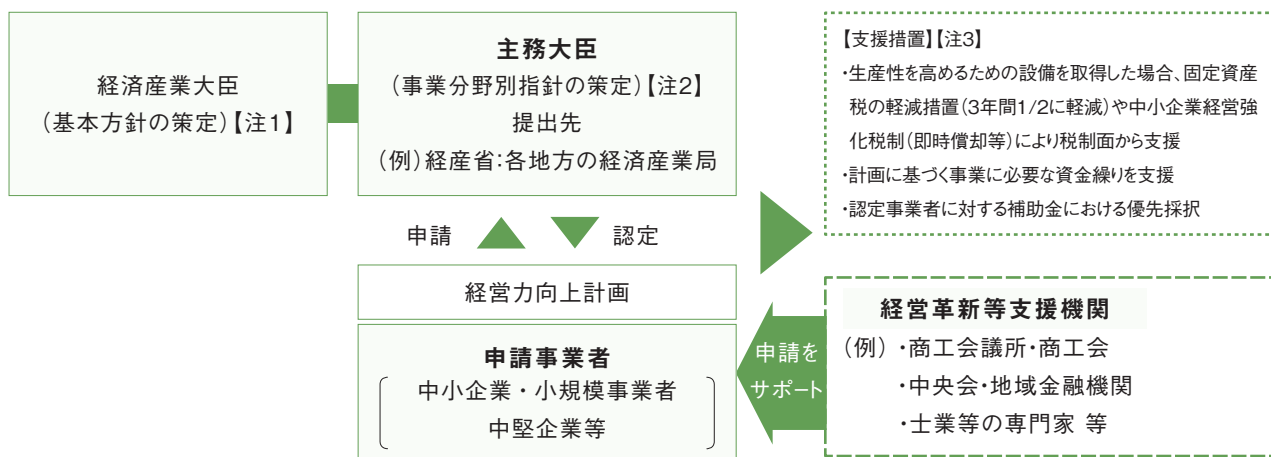
- ① 経営力向上の目標
- ② 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
- ③ 経営力向上の内容及び実施時期
- ④ 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑤ 経営力向上設備等の種類

2. 経営力向上計画の認定要件

計画が認定されるためには、上記①～③の事項が「事業分野別指針」(当該指針が定められていない事業分野の場合は「中小企業等の経営強化に関する基本方針^(※)」)に照らして適切なものであること、上記③～⑤が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであることが求められています。

(※)「中小企業等の経営強化に関する基本方針」:以下、基本方針とします。

制度の概要



【注1】 「基本方針」

中小企業等の経営力強化に関して、経営力向上の内容、経営力向上の実施方法(計画期間、経営指標)などの基本事項が定められています。基本方針では、計画期間は3年間から5年間で、労働生産性*が支援に当たっての判断基準とされています。原則、5年計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性の伸び率が2%以上であり、業種・事業規模等を勘案して弾力的に目標設定されることとなっています。

$$* \text{労働生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量(労働者数又は労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間)}}$$

【注2】 「事業分野別指針」

事業分野ごとに生産性向上の方法などが示されています。特に、以下の①～③等が定められています。

- ① 現状認識
- ② 経営力向上に関する目標(事業分野の特性を考慮し、基本方針で定める指標及び目標とは異なる場合あり)
- ③ 経営力向上に関する内容及び実施方法(事業者の規模等に応じた具体的取組内容及び取り組むべき事項)

【注3】 利用可能な支援措置は、事業者の規模により異なります。

詳細は、中小企業等経営強化法第3条、第12条、第13条、「基本方針」、「事業分野別指針」、「経営力向上計画策定の手引き」をご参照ください。

経営力向上計画相談窓口

経営力向上計画策定の手引きなどはこちら



中小企業庁 経営強化法

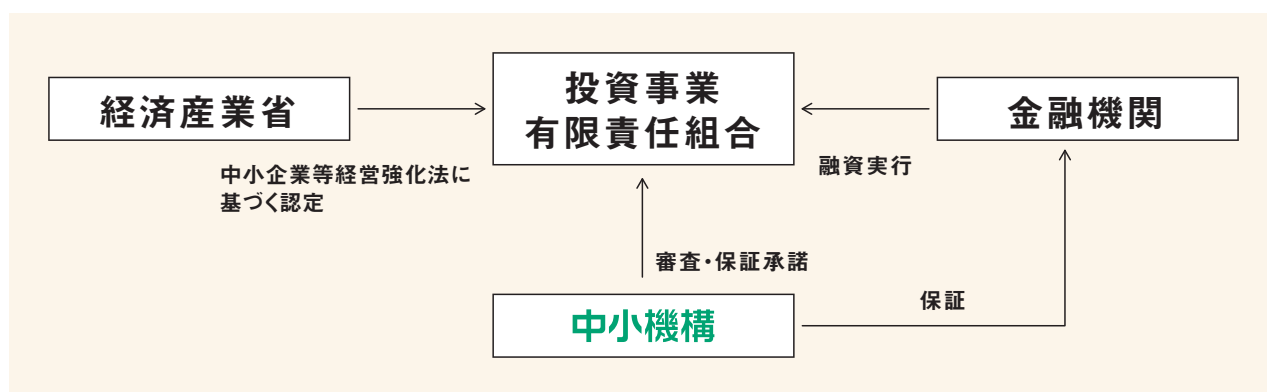
検索

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL.03-3501-1957(平日9:30-12:00、13:00-17:00)

制度の概要

- 事業再編投資計画の認定を受けた投資事業有限責任組合が、認定計画の実施に必要な資金（有限責任組合員による出資履行までの短期つなぎ資金）の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 事業再編投資計画とは、新規ファンドが主に事業承継等とともに経営力向上を図る中小企業者等に対し、ハンズオン支援を伴い投資する場合の計画です。



事業再編投資計画の主な認定要件

例えば…

組合の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、当該事業再編投資の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。 ・投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、投資担当者の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続きを記載していること。 ・投資事業有限責任組合の無限責任組合員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の1%以上であること。
投資先に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等であって、当該中小企業者等の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該中小企業者等の事業活動の継続に支障が生じているもの。

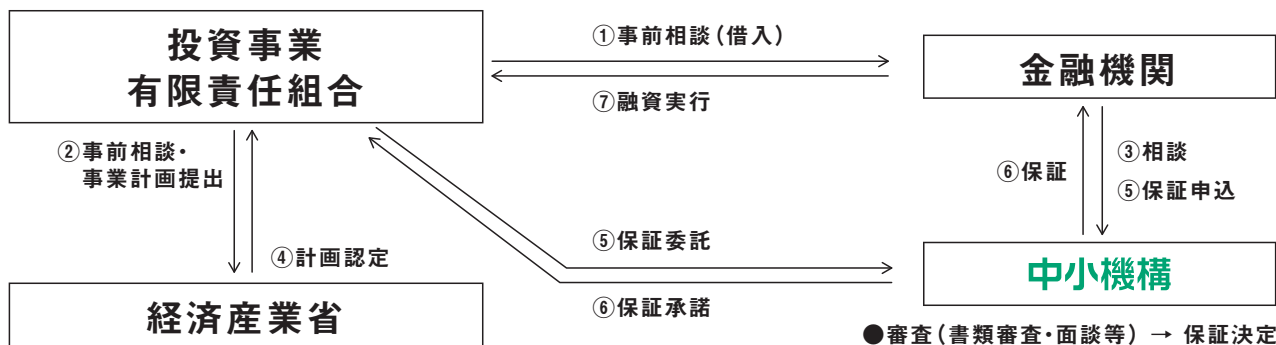
等をはじめ、法令が定める全ての要件を満たす必要があります。詳細は、中小企業等経営強化法第16条、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」等をご参照ください。

- 中小機構の債務保証の審査は、経済産業省による事業再編投資計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。

計画認定のお問い合わせ窓口

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課 TEL.03-3501-5803

申込手続



- 投資事業有限責任組合は、取引金融機関とご相談の上、経済産業省へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただけます。
- 保証にあたり、投資事業有限責任組合から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただけます。

保証条件

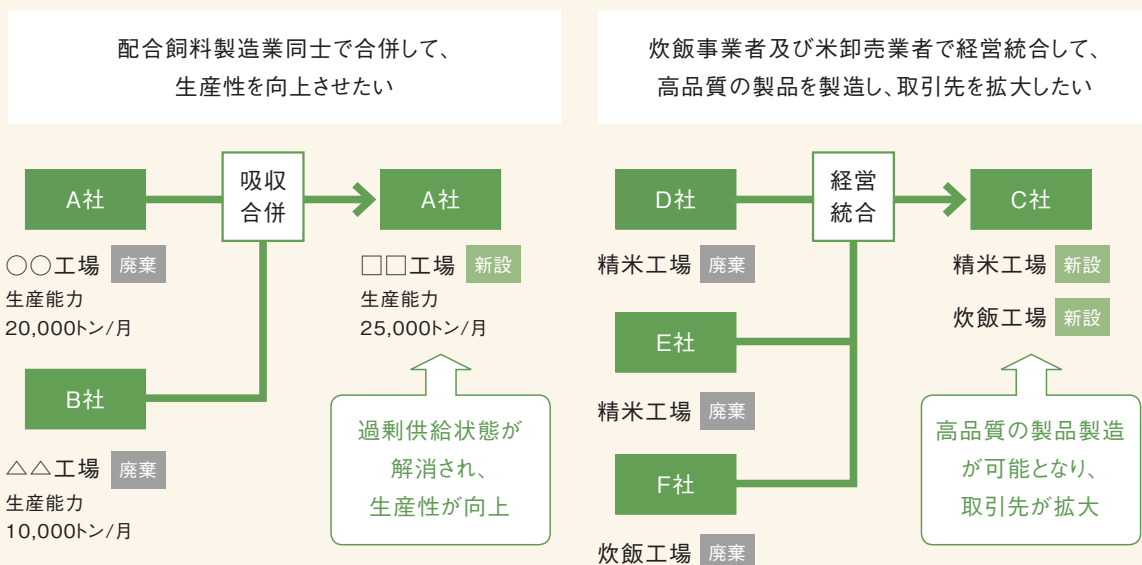
項目	内容
根拠法・条文	中小企業等経営強化法第21条
対象組合	事業再編投資計画の認定を受けた投資事業有限責任組合であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	1年以内
保証料	年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 (認定計画で認められた用途のうち、有限責任組合員による出資履行までの短期つなぎ資金)
担保	原則として徴求。状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として無限責任組合員の保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

事業再編等促進債務保証制度

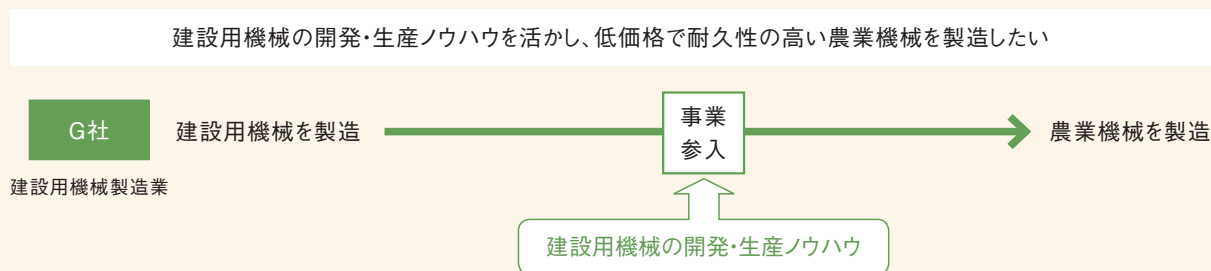
制度の概要

- 事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者が、当該認定計画の実施に必要な資金の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。

事業再編計画（イメージ）



事業参入計画（イメージ）

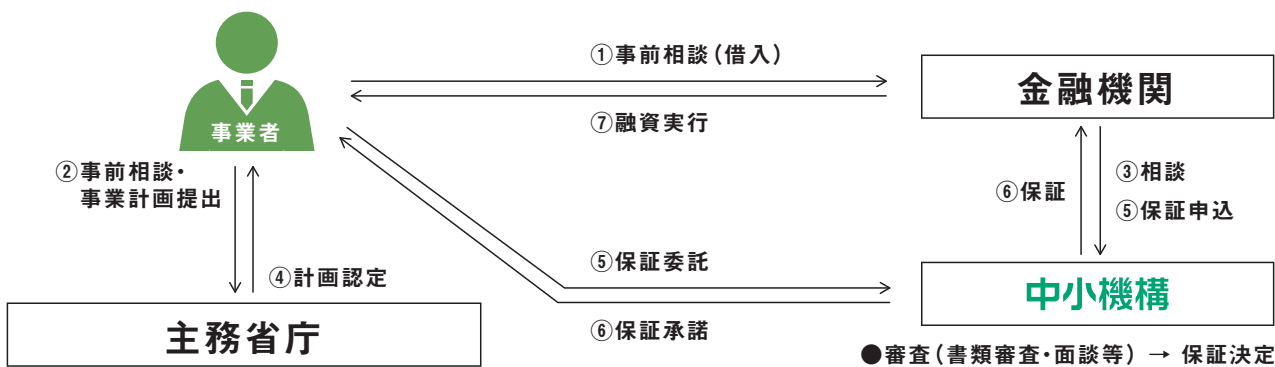


- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による事業再編計画又は事業参入計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

事業再編計画又は事業参入計画の認定

- 認定を受けた事業者は、中小機構の債務保証のほか、税務上の優遇措置等を受けられます。
- 認定要件・支援措置について、併せてP28、29をご参照ください。

申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、主務省庁へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	農業競争力強化支援法第24条
対象事業者	事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3%(無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 設備資金 (認定計画で認められた用途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

事業再編等促進債務保証制度 事業再編計画と事業参入計画の 認定要件・支援措置

事業再編計画と事業参入計画の認定要件※

※詳細は、農業競争力強化支援法第18条～第22条、「事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針」等をご参照ください。

事業再編計画	
対象事業	事業再編促進対象事業 ・肥料製造事業、農薬製造事業、配合飼料製造事業 ・飲食料品の卸売事業（米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業など）、及び小売事業 ・飲食料品の製造事業（小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業など）
対象活動	良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として、 ①事業の構造改革及び②事業方式の改革を併せて行うこと ①事業の構造改革 合併、分割、農業生産関連事業の譲渡・譲受け、出資の受入れ、又は設備の相当程度（注）の廃棄等（注）当該事業部門における全ての設備の帳簿価額の合計額の5%以上 ②事業方式の改革 新たな生産・販売方式の導入又は設備等の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るもの
認定要件	①実施指針に照らし適切なものであること 【実施指針の主な規定事項】 ○上記事業再編促進対象事業の将来の在り方 ○以下の事項に係る目標の設定：(1)又は(2)に加えて(3)及び(4)を計画に記載すること (1)良質かつ低廉な農業資材の供給：農産物の生産コストの低減に資する取組 (2)農産物流通等の合理化：農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展に資する取組 (3)事業再編による生産性の向上：計画終了年度における次のいずれかの指標値が基準年度よりも向上することが見込まれること <指標値の概要> ・減価償却費等控除前営業利益／総資産、有形固定資産回転率、設備の稼働率等 (4)財務の健全性の改善：計画終了年度における次の計算値の両方を満たすこと <計算値の概要> ・(有利子負債－有価証券－運転資金)／(留保利益＋減価償却費＋引当金増加額) ≤ 10 ・経常収入 > 経常支出 ②良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること ③当該計画が円滑かつ確実に実施できるものであること ④従業員の地位を不当に害するものでないこと ⑤適正な競争を阻害するものでないこと ⑥一般消費者と他の事業者の利益を不当に害するものでないこと
計画期間	5年以内

事業参入計画	
対象事業	事業参入促進対象事業 ・農業用機械製造事業（部品製造を含む。） ・種苗生産卸売事業
対象活動	良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として、新たに上記事業参入促進対象事業を行うこと
認定要件	①実施指針に照らし適切なものであること 【実施指針の主な規定事項】 ○上記事業参入促進対象事業の将来の在り方 ○以下の事項に係る目標の設定 ・良質かつ低廉な農業資材の供給：農産物の生産コストの低減に資する取組 ②良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること ③当該計画が円滑かつ確実に実施できるものであること
計画期間	5年以内

計画認定により受けられる支援措置の全体像

支援措置 <>内は根拠条文です。「法」は農業競争力強化支援法を指します。		事業 再編計画	事業 参入計画
税制	登録免許税の軽減(注1) <租税特別措置法第80条第3項>	✓	
	設備投資に対する減価償却の特例(法人税・所得税)(注2) <租税特別措置法第13条の3、第47条、第68条の34>	✓	
	設備廃棄等により生じた欠損金の繰戻還付(法人税)(注3) <租税特別措置法第66条の13、第68条の98>	✓	
金融支援	中小機構による債務保証 <法第24条>	✓	✓
	日本政策金融公庫による長期・低利の貸付(中小企業者が対象) <法第25条>	✓	
	日本政策金融公庫による債務保証(中小企業者の海外現地法人等が対象) <法第26条>	✓	✓
	農林漁業成長産業化支援機構による出資(注4) <法第27条～第30条>	✓	✓
手続特例	事業譲渡時の債権者のみなし同意 <法第23条>	✓	

(注1)適用対象は、平成29年8月1日から平成31年3月31日までに認定を受けた計画にかかるものとなります。

(注2)平成31年3月31日までに認定を受けた事業再編計画に基づき機械装置、建物等を取得し、事業に用いた場合、これらの資産について、その用に供した日以後5年間の各年度における償却限度額は、普通償却限度額の40%(建物等は同45%)を割増した額が適用されます。

(注3)事業再編計画に基づき平成30年3月31日までに行った設備廃棄等により生じた欠損金について、繰戻による前年度の法人税額の還付請求をすることができます。

(注4)株農林漁業成長産業化支援機構が審査をした上で出資します。出資方法としては直接出資(直接出資の場合、民間事業者等からの出資が見込まれることが必要)又はサブファンドを経由した間接出資があり、出資比率は原則50%以下、投資期間は5～7年程度です。

計画認定のお問い合わせ窓口

■生産資材関係について

農林水産省、地方農政事務所、 地方農政局の担当課	電話番号
農林水産省生産局技術普及課	03-6744-2182
北海道農政事務所生産支援課	011-330-8807
東北農政局生産技術環境課	022-221-6214
関東農政局生産技術環境課	048-740-0447
北陸農政局生産技術環境課	076-232-4893
東海農政局生産技術環境課	052-746-1313
近畿農政局生産技術環境課	075-414-9722
中国四国農政局生産技術環境課	086-230-4249
九州農政局生産技術環境課	096-300-6270
沖縄総合事務局生産振興課	098-866-1653

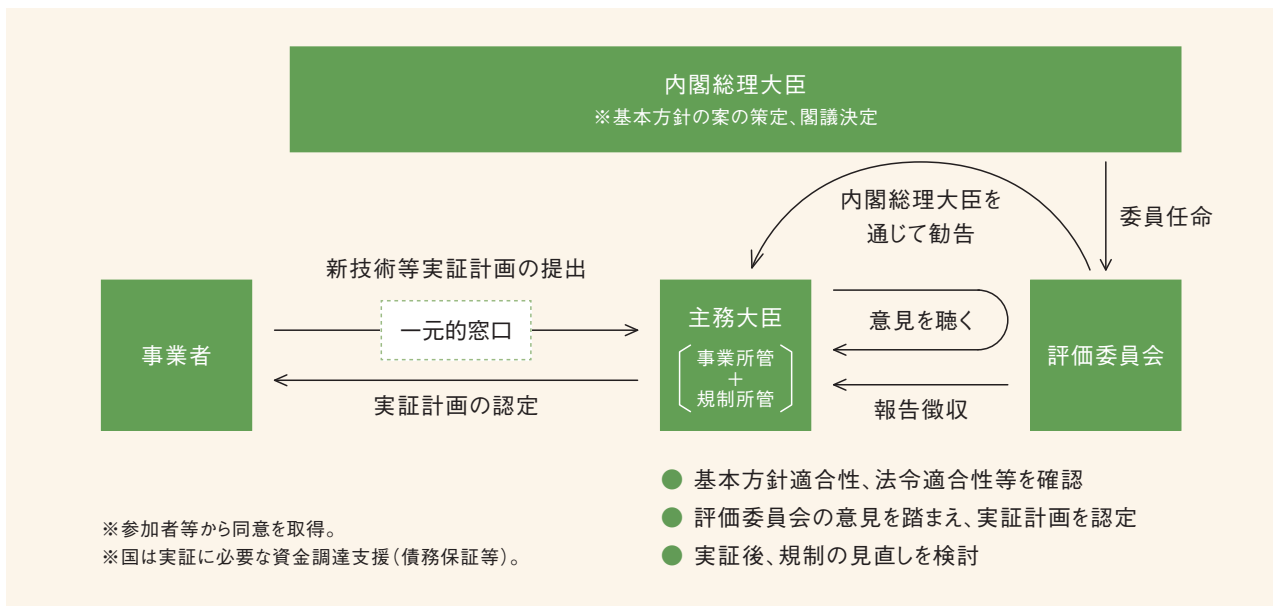
■流通・加工関係について

農林水産省、地方農政事務所、 地方農政局の担当課	電話番号
農林水産省食料産業局企画課	03-3502-5742
北海道農政事務所事業支援課	011-330-8810
東北農政局食品企業課	022-221-6146
関東農政局食品企業課	048-740-0164
北陸農政局食品企業課	076-232-4149
東海農政局食品企業課	052-746-6430
近畿農政局食品企業課	075-414-9024
中国四国農政局食品企業課	086-222-1358
九州農政局食品企業課	096-300-6331
沖縄総合事務局食料産業課	098-866-1673

制度の概要

- 規制のサンドボックス制度を活用し、規制の適用を受けない環境下で、新技術等の実証を実施しようとする事業者が、主務大臣によって認定された新技術等実証計画を実施するに当たって必要な資金を調達する際に、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 規制のサンドボックス制度とは、参加者や期間を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行うことができる環境を整備することで、迅速な実証及び規制改革につながるデータの収集を可能とする制度です。

規制のサンドボックス制度

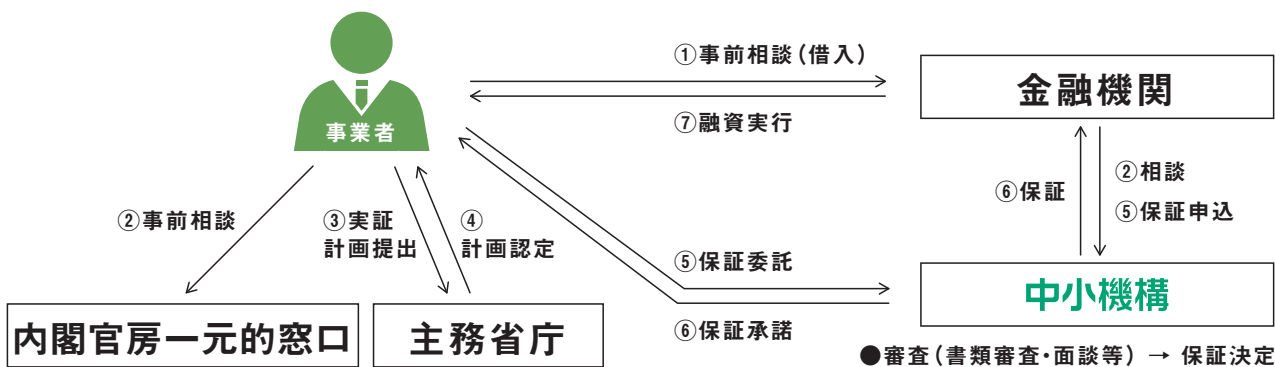


- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による新技術等実証計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

新技術等実証計画の認定

- 認定を受けた事業者等は、中小機構の債務保証等の金融支援を受けられます。
- 認定要件・支援措置について、併せてP34をご参照ください。

申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、内閣官房一元的窓口へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	生産性向上特別措置法第18条
対象事業者	新技術等実証計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3%(無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 設備資金 (認定計画で認められた用途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

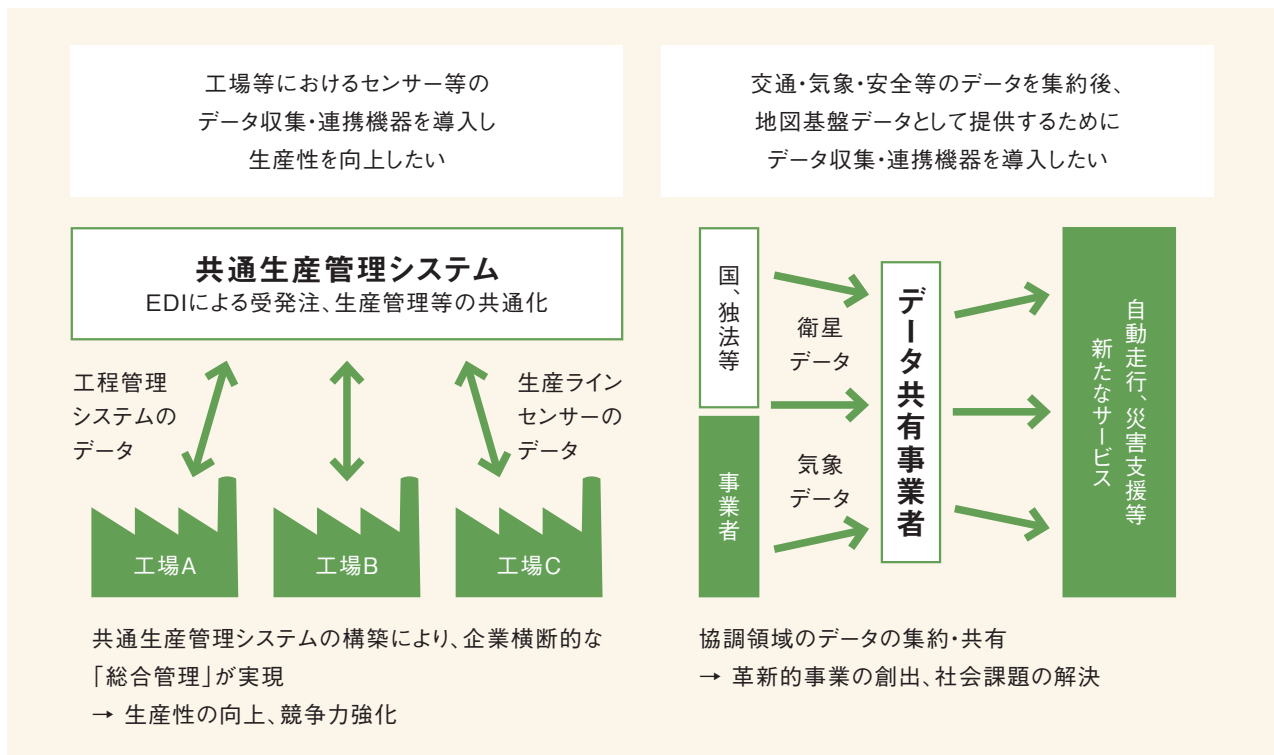
生産性向上特別措置法

革新的データ産業活用円滑化債務保証制度

制度の概要

- 革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者が、当該認定計画の実施に必要な資金の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 革新的データ産業活用計画とは、国際競争力強化・社会的課題の解決等のために、産業活動においてデータを革新的な技術等を用いて収集・活用して、生産性を向上させる計画のことをいいます。

革新的データ産業活用計画（イメージ）

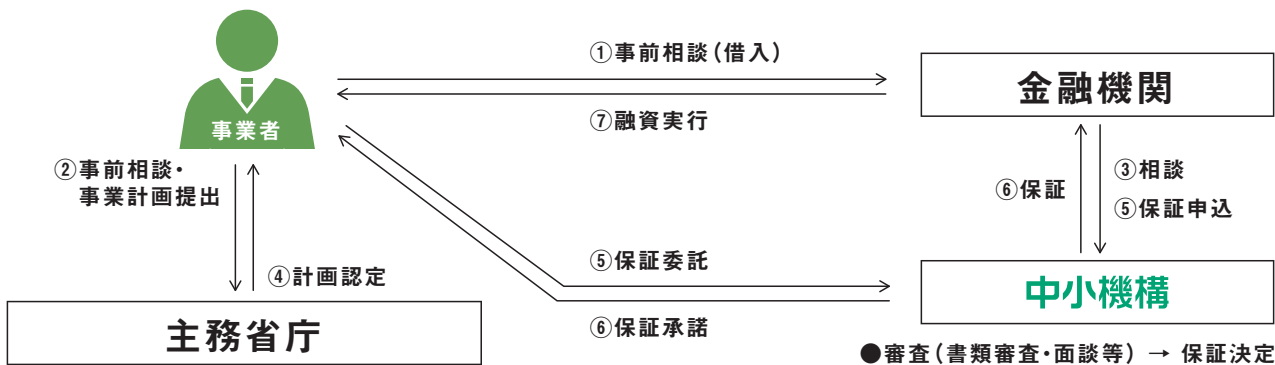


- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による革新的データ産業活用計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

革新的データ産業活用計画の認定

- 認定を受けた事業者等は、中小機構の債務保証のほか、税務上の優遇措置等を受けられます。
- 認定要件・支援措置について、併せてP35をご参照ください。

申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、主務省庁へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	生産性向上特別措置法第25条
対象事業者	革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3%(無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 設備資金 (認定計画で認められた用途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

新技術等実証円滑化債務保証制度 新技術等実証計画の認定要件・支援措置について

新技術等実証計画の認定要件※

※詳細は、生産性向上特別措置法(以下、「法」といいます。)第2条、第8条～第20条、「新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」(以下、「基本方針」といいます。)等をご参照ください。

- ① 新技術等実証計画が革新的事業活動に関する実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。
- ② 新技術等実証計画に係る新技術等実証(法第11条第3項第4号に規定する参加者等の同意の取得を含む。)が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ③ 新技術等実証計画の内容が法及び法に基づく命令(告示を含む。)並びに法第11条第3項第6号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

新技術等実証計画の記載事項

- ア 新技術等実証の目標
- イ 新技術等実証の内容
- ウ 新技術等実証の実施期間及び実施場所
- エ 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
- オ 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- カ 法第2条第2項第2号に規定する規制についての新技術等関係規定
- キ 法第15条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容
- ク その他新技術等実証の実施に関し必要な事項

認定の流れ

- ① 事業者は、内閣官房の一元的窓口にご相談し、新技術等実証計画の申請を主務大臣に対して行う。
- ② 一元的窓口を経由して新技術等実証計画の申請を受けた主務大臣は、新技術等実証計画の提出を受けた日から原則として1ヶ月以内に、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴く。
- ③ 主務大臣が、革新的事業活動評価委員会の意見を踏まえ、当該新技術等実証計画の認定の可否を審査し、認定すると判断した場合は、革新的事業活動評価委員会からの意見が述べられた日から原則として1ヶ月以内に、申請した事業者に対して認定証を交付するとともに、革新的事業活動評価委員会に通知する。

計画認定により受けられる支援措置の全体像

支援措置 < >内は根拠条文です。「法」は生産性向上特別措置法を指します。	
金融支援	中小企業信用保険法の特例(中小企業者が対象) <法第16条>
	中小企業投資育成株式会社法の特例 <法第17条>
	必要な資金の借入等に関する中小機構による債務保証 <法第18条>

サンドボックス制度全般に関するお問い合わせ窓口

経済産業省 経済産業政策局 産業創造課 新規事業創造推進室 TEL.03-3501-1628

革新的データ産業活用円滑化債務保証制度

革新的データ産業活用計画の認定要件・支援措置について

革新的データ産業活用計画の認定要件※

※詳細は、生産性向上特別措置法第21条～第30条、「革新的データ産業活用に関する指針」等をご参照ください。

認定要件	<p><1>革新的事業活動実行計画及び革新的データ産業活用に関する指針に照らし適切なものであること。</p> <p>【当該指針の規定事項（概要）】</p> <ul style="list-style-type: none">○データ連携・利活用の内容が以下のいずれかに該当すること。<ul style="list-style-type: none">① 社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携② 企業の競争力上重要なデータをグループ企業間や事業所間で連携○必要なセキュリティ対策が講じられていること。<ul style="list-style-type: none">(1) データを連携させるシステムの設計が、以下のいずれにも該当すること。<ul style="list-style-type: none">① データにアクセスできる組織又は個人を必要最小限に制限する機能を整備② データ連携を行うシステム間の通信経路からデータが盗取されないような機能を整備③ データに対する外部からの不正なアクセスに対する防御に必要な機能を整備(2) 事業実施時におけるデータの適切な安全確保のための対策が以下のいずれにも該当すること。<ul style="list-style-type: none">① データを連携させるシステムに対する不正なアクセス等を検知する体制を整備② 不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針を制定③ データの提供を受ける法人又は個人において適切なデータの安全確保策が実施されていることを確認④ データを連携させるシステムについて、定期的に既知の脆弱性がないかを確認○その他<ul style="list-style-type: none">個人情報保護に関する法律その他関連法令及び関連ガイドライン等を遵守すること。
	<p><2>革新的データ産業活用が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>※特定革新的データ産業活用については、追加で計画認定のための要件があります。 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課へお問い合わせください。</p>
計画期間	5年以内

計画認定により受けられる支援措置の概要

支援措置	< >内は根拠条文です。「法」は生産性向上特別措置法を指します。
税制	認定計画に含まれる設備投資に対する税制措置【コネクテッド・インダストリーズ税制】(注1) <法第29条>
金融支援	中小企業信用保険法の特例(中小企業者が対象) <法第24条>
	必要な資金の借入等に関する中小機構による債務保証 <法第25条>
公的データ活用支援	公的データ提供要請制度(注2) <法第26条>

(注1) 計画認定に加えて、「生産性向上特別措置法第29条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準」に定める要件等を満たす必要があります。

(注2) 計画認定に加えて、データの安全管理に関する確認を受ける必要があります。

計画認定のお問い合わせ窓口

- コネクテッド・インダストリーズ税制

経済産業省

商務情報政策局 情報技術利用促進課

TEL. 03-3501-1511(内線3971～6)

03-3501-2646(直通)

- 公的データ提供要請制度

経済産業省

商務情報政策局 情報経済課

TEL. 03-3501-1511(内線3961～3)

03-3501-0397(直通)

● 債務保証に関するお問い合わせ・ご相談



独立行政法人 中小企業基盤整備機構
ファンド事業部 事業基盤支援課

TEL 03-5470-1575

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
<http://www.smrj.go.jp/sme/funding/guarantee/index.html>

● その他経営全般、資金調達等に関するご相談

がんばる中小企業「経営相談ホットライン」

最寄りの地域本部につながります。経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください。



TEL 0570-009111

受付時間

平日(月曜日～金曜日)
午前9時～午後5時